（別紙）　目　録
⑴土地　土佐郡土佐町田井字東崎6590番ロ
山林　1699平方メートル
登記年月日　明治31年１月６日
登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　明治30年12月26日書入証書設定
債権額　米３石６斗価格金43円20銭
利息　年２割
債務者　髙橋　乕弥
抵当権者　長岡郡田井村
和田　源吉
共同担保　目録(か)第399／4910号
⑵土地　土佐郡土佐町田井字東崎6590番27
山林　50平方メートル
登記年月日及び登記した権利の内容は⑴の記載と同じ（ただし、債務者は土佐郡土佐町田井、高橋虎弥、抵当権者は土佐郡土佐町田井、和田源吉）

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第８４９号
仙台市泉区長命ケ丘１丁目９－１　ハミングバード長命ケ丘302号
債務者　株式会社祥瑞
代表者代表取締役　鈴木　弘光
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大竹　直嗣
4　破産債権の届出期間　平成28年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午後１時30分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
さいたま市緑区大字大門4456番地
債務者　株式会社三園
代表者代表取締役　高　　義雄
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　　馨
4　破産債権の届出期間　平成28年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午後２時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
群馬県高崎市芝塚町2008番地
債務者　有限会社五万石
代表者取締役　生方　寿美
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　大介
4　破産債権の届出期間　平成28年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６０号
山形県酒田市船場町２丁目４番12号
債務者　酒田新日株式会社
代表者代表取締役　加藤　孝紘
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井野裕司
4　破産債権の届出期間　平成28年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月23日午後２時
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３８８号
愛知県岡崎市上地６丁目１番地19
債務者　有限会社夢フィールド
代表者代表取締役　瀧上　　博
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　広有
4　破産債権の届出期間　平成28年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午後２時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第８０１号
広島市西区西観音町20番19号
債務者　コアテクノサービス広島株式会社
代表者代表取締役　竹岡　正博
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤いずみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午後２時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
静岡市清水区押切65番地の１
債務者　有限会社むろまち
代表者取締役　瀬古　充史
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　泰吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６３号
大阪府寝屋川市大谷町８番14号
債務者　有限会社にこっと
代表者代表取締役　松本　隆司
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　貴晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６号
兵庫県高砂市米田町米田992－１、商業登記簿上の住所兵庫県高砂市神爪１丁目13番13号
債務者　株式会社技建前田
代表者代表取締役　前田　成子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　純輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前11時
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１９１号
大阪府豊中市寺内１丁目７番14―201号
債務者　株式会社スコーレ
代表者代表取締役　大井　　修
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　　香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３号
仙台市青葉区本町２丁目10番33号
債務者　株式会社ワォ・コーポレーション
代表者代表取締役　西原　　明
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月28日午前11時50分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
福井県越前市本多１丁目６番20号
債務者　株式会社藤田組
特別代理人　森口　功一
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午前10時30分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
北海道北見市北２条東４丁目７番地
債務者　株式会社滝沢観光
代表者代表取締役　滝澤　明嗣
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前11時30分
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
大阪市中央区本町４丁目７番４号
債務者　株式会社マックス・インターナショナル
代表者代表取締役　岩内　芳満
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　印藤　弘二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０６号
埼玉県三郷市戸ケ崎3124番地58
債務者　株式会社キューエスコーポレーション
代表者代表取締役　元木　秋雄
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村信太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係